

## 議案第12号

### 七飯町特別会計条例の一部改正について

七飯町特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

#### 七飯町特別会計条例の一部を改正する条例

七飯町特別会計条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（七飯町土地造成事業特別会計の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正前の七飯町特別会計条例第1条第4号に規定する七飯町土地造成事業特別会計（次項において「土地造成事業特別会計」という。）に係る令和3年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に属する土地造成事業特別会計の剰余金、債権、債務及び財産は、七飯町一般会計に帰属するものとする。